



那須町 宿泊税

2026年(令和8年)10月 課税開始

ずっと愛される那須であるために。～世界へ、そして次の世代へ～

宿泊料金に応じた、右表の税額を
宿泊施設等にお支払いいただきます。

(納付された宿泊税は、宿泊事業者が那須町へ申告納入します。)
宿泊税における宿泊料金とは、いわゆる素泊り料金とそれにかかる
サービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含みません。

課税 免除

- 年齢12歳未満の者
- 学校の修学旅行等に参加する児童、
生徒、学生および引率者

宿泊料金(1人1泊)	税 額
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	300円
2万円以上3万円未満	500円
3万円以上5万円未満	800円
5万円以上10万円未満	1,500円
10万円以上	3,000円

宿泊税は次のような観光振興の財源として利用されます

受入環境の整備



※二次交通バスのイメージ

二次交通の充実
観光DXの推進
観光案内看板等の整備

観光インフラの整備



※観光地トイレのイメージ

観光地のトイレの整備
登山道および遊歩道の整備
観光地の道路整備

持続可能な観光地域づくりの推進



※人材研修のイメージ

人材育成・確保事業
DMO事業(情報発信事業等)
災害時対応基金の創設



【宿泊税の課税に関すること】
税務課 庶務諸税係

TEL / 0287-72-6936
FAX / 0287-72-0904
E-mail / zeimu@town.nasu.lg.jp

【宿泊税の使途に関すること】
観光商工課 観光振興係

TEL / 0287-72-6918
FAX / 0287-72-1112
E-mail / kanko@town.nasu.lg.jp

最新情報は町ホームページで

那須町 宿泊税 検索



<https://www.town.nasu.lg.jp/index1.html>

那須町宿泊税に関する
よくある質問(FAQ)も順次更新!